

# 神石高原町食料品などの物価高騰臨時対策地域振興事業

## 事業の目的

原油価格や電気・ガス料金、食料品などを含む物価高騰の影響を受けながらも生活する地域住民を経済的に支援するとともに、町内の消費喚起を図ることを目的として、町内で利用できる「こうげん通貨」（商品券）を全住民に配布します。

## 対象者

基準日（令和8年1月1日）時点において本町の住民基本台帳に記載されている方  
※ただし、基準日以後から商品券を配布する日までの間に死亡・転出した方（届出日）を除く。

## 金額

- ① 65歳未満の方 1人当たり**15,000円**分（500円券×30枚）
- ② 65歳以上の方 1人当たり**20,000円**分（500円券×40枚）

## 商品券の種類

**こうげん通貨**（使用期限：令和8年10月31日）

【注意】

- ・商品券のご使用時におつりは出ません。不足分は現金などでお支払いください。
- ・再交付はできません。紛失されないようご注意ください。
- ・商品券の換金・転売は禁止されています。
- ・利用可能な店舗・期間を必ずご確認ください。

## 配布方法

申請などの手続きは不要です。

世帯主宛に、「ゆうパック」で住民票の住所に**世帯員分をまとめて送付**します。

※配布時期は、3月中旬頃から順次送付する予定です。

（商品券の印刷などの準備状況により変更する場合があります）

**※配偶者やその他家族からの暴力(DV)を理由に避難されている方は、商品券の送付先を別の住所へ変更することができますので、DV等申出書を担当課まで早めにご提出ください。**

## お問い合わせ先

産業課 商工観光係 ☎0847-89-3337